



JASDAQ

平成 23 年 3 月 4 日

各 位

会社名 ケンコーマヨネーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 炭井 孝志
(J A S D A Q ・ コード番号 2 9 1 5)
問合せ先 常務取締役 奥田 洋
電話番号 0 3 - 5 9 6 2 - 7 7 7 7

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 23 年 3 月 4 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第二部への上場承認をいただいております。詳細につきましては、本日付当社開示資料「東京証券取引所市場第二部上場承認に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達目的】

当社及び関係会社（以下「当社グループ」という。）を取り巻く経営環境については、わが国の食品市場は少子化の進展により、その市場規模は縮小傾向にあり、足元では景気回復の実感に乏しく、デフレ脱却が見えないことによる消費者需要の減速及び更なる低価格志向が継続するなど依然として厳しい状況となっております。ただし、消費者のニーズは低価格だけではなく、魅力的なメニュー作りや品揃えなどの工夫を求めているとあり、さまざまな商材を取り揃えメニューを提案する当社の事業は、拡大の余地があると考えております。

このような事業環境の中、当社グループの中期経営計画は 2 年目に入り、『KENKO Victory ROAD 2010』を推し進めております。これに沿った平成 22 年度の具体的な施策として、メーカーの原点である商品開発と生産性の向上や「経営の見える化」等の行動計画の立案、有力な海外企業との合弁契約の締結をステップとした香港及び東莞（広東省）における事業拡大と海外進出（拠点づくり、商品の輸出）への取り組み、当社本部における戦略の立案と各支店・事業部への展開の実施による主要取引先との取り組み強化、品質管理の徹底・クレームゼロの実践及び全社的な現場での活動として 5 S 運動（整理・整頓・清掃・清潔・躰（しつけ））の徹底を実施しております。

当社グループは、上記の取り組みを積極的に推進する中、タマゴ加工品の品質向上や生産能力の増強、効率化を図り、マヨネーズ・ドレッシング類の生産能力の増強、新機軸商品として拡販を図るため、工場設備投資を実施するにあたり従来以上に資金需要が発生することが見込まれ、今般、新株式発行及び自己株式の処分により、新たな成長資金を調達することを決議いたしました。本資金調達は、資本増強による財務体質の一層の強化を図り、不透明な経済環境に左右されない強固な財務基盤を確立し、経営基盤の拡充に資するものと考えており、当社グループは、収益拡大と効率化を実現し、業績の伸長による更なる企業価値の向上に努めてまいります。

また、新株式発行及び自己株式の処分と同時に、当社株主を売出人とする株式売出しを実施し、株主分布状況の改善や株式流動性の向上を図るとともに、株主数の増加を通じてコーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,050,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成23年3月14日(月)から平成23年3月16日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成23年3月23日(水)
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 330,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。なお、処分価格（募集価格）は公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。

- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 平成23年3月23日(水)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、公募による新株式発行が中止となる場合、本公募による自己株式の処分も中止とする。

3. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 300,000株
- (2) 売 出 人 エムエイチメザニン投資事業有限責任組合
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成23年3月24日(木)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、公募による新株式発行が中止となる場合、本売出しも中止する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 250,000 株
なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から250,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成23年3月24日(木)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、公募による新株式発行が中止となる場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

5. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 250,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成23年3月29日(火)
(申 込 期 日)
- (6) 払 込 期 日 平成23年3月30日(水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、オーバーアロ

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「4. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」及び「2. 公募による自己株式の処分(一般募集)」に記載の一般募集並びに「3. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社」という。)が当社株主から250,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、250,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社」という。)が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、当社は平成23年3月4日(金)開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に割当先とする当社普通株式250,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成23年3月30日(水)を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成23年3月25日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)借入れ株式の返還を目的として、株式会社大阪証券取引所又は株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社大阪証券取引所又は株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目録見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	12,911,000株	(平成23年3月4日現在)
公募増資による増加株式数	1,050,000株	
公募増資後の発行済株式総数	13,961,000株	
第三者割当増資による増加株式数	250,000株	(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	14,211,000株	(注)

(注) 前記「5. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対し三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	330,091株	(平成22年12月31日現在)
自己株式の処分による減少株式数	330,000株	
自己株式の処分後の自己株式数	91株	

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集による手取概算額 881,240,000 円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限 160,000,000 円と合わせ、手取概算額合計上限 1,041,240,000 円について、タマゴ加工品の品質向上や生産能力の増強、効率化を図り、マヨネーズ・ドレッシング類の生産能力の増強、新機軸商品として拡販を図るため、平成23年3月期中及び平成24年3月期中の当社のタマゴ加工品、マヨネーズ・ドレッシング類の製造事業に関する生産設備の新設のための設備投資資金に充当し、残額が生じた場合は、平成24年3月期中に当社の借入金の返済に充当する予定です。

なお、平成23年3月4日現在の設備計画の内容につきましては、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	事業内容	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
提出 会社	西神戸工場 (兵庫県神戸市 西区)	調理加工食品、マヨネーズ・ドレッシング類、タマゴ加工品の製造	生産設備	499	118	増資資金 及び借入金	平成22年 8月	平成23年 2月	茹卵、フレッシュエッグの年産1,900トン増加を計画しております。
	御殿場工場 (静岡県御殿場 市)	調理加工食品の製造	生産設備	50	9	増資資金 及び借入金	平成23年 1月	平成23年 6月	生産能力の増加はありません。
	西日本工場 (京都府舞鶴市)	調理加工食品、マヨネーズ・ドレッシング類の製造	生産設備	500		増資資金 及び借入金	平成24年 1月	平成24年 4月	マヨネーズ・ドレッシング類の年産3,600トン増加を計画しております。

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を、上記4.(1)に記載の使途に充当することにより、収益力の向上及び財務

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

体質の強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、企業価値の向上を目指すとともに、株主の皆様に安定した利益還元を維持継続し、配当性向を向上させることを経営の重要課題としており、配当性向 20%程度を当面の目標としております。

具体的な取り組みの詳細につきましては、本日付で発表しました「平成 23 年 3 月期期末配当予想の修正（東京証券取引所市場第二部上場記念配当）に関するお知らせ」をご参照ください。

また、当社は「取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めておりますが、期末配当の年 1 回の配当を行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当金は、当社グループの成長ステージにあわせて堅実に配当水準を高めていくことで、株主の皆様に安心感を持っていただくとともに当社の今後の成長と発展に応じて利益還元を充実させて参ります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、安定した利益配分の財源として、また財務体質の強化及び長期的な視点にたった生産設備投資・情報基盤の整備等に効果的に活用することで、事業の拡大と経営基盤強化に努めて参ります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	58.02 円	23.36 円	112.27 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	11.00 円 (- 円)	11.00 円 (- 円)	15.00 円 (- 円)
実績連結配当性向	19.0%	47.1%	13.4%
自己資本連結当期純利益率	8.0%	3.1%	14.1%
連結純資産配当率	1.5%	1.5%	1.9%

(注) 1. 自己資本連結当期純利益率は、当該決算期間の連結当期純利益を連結貸借対照表の自己資本（期首自己資本と期末自己資本の平均）で除した数値であります。

2. 連結純資産配当率は、当該決算期の普通株式に係る 1 株当たりの年間配当金を 1 株当たり連結純資産（期首 1 株当たり連結純資産と期末 1 株当たり連結純資産の平均）で除した数値であります。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始値	1,100円	420円	363円	575円
高値	1,220円	474円	610円	739円
安値	424円	299円	331円	532円
終値	424円	367円	595円	731円
株価収益率	7.3倍	15.7倍	5.3倍	

- (注) 1. 株価は、平成20年3月期から平成22年3月期までに関しては株式会社ジャスダック証券取引所(現株式会社大阪証券取引所)、平成23年3月期に関しては株式会社大阪証券取引所におけるものであります。
2. 平成23年3月期の株価については、平成23年3月3日現在で表示しております。
3. 株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期間の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人であるエムエイチメザニン投資事業有限責任組合は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換可能若しくは交換可能な有価証券の発行及びこれに類する一定の行為(ただし、一般募集、本件第三者割当増資又は株式分割による当社普通株式の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。